

4 自治体による支援

市町	サービス内容	問い合わせ先
松江市	<p>【対象】 松江市内に居住する高齢者（70歳以上）ですべての運転免許を自主返納した者</p> <p>【内容】 松江市が、申請に基づき、2万円以内で以下のいずれかを交付（1回のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスカード ・コミュニティバス回数券 ・温泉入浴券 ・電動アシスト自転車購入助成金を補助するもの。（1回のみ） <p>【条件】 補助についての申請は、申請者が県公安委員会から送付される「申請による運転免許の取消通知書」を受領してから「60日以内」になされたものが対象となります。 ご本人による申請、または郵送などでも受け付けます。</p>	<p>総務課 交通防犯係</p> <p>(0852) 55-5690</p>
浜田市	<p>【対象】 浜江市内に居住する高齢者（70歳以上）で、平成28年7月1日（敬老乗車券交付事業開始日）以降に、すべての運転免許を自主返納した者</p> <p>【内容】 敬老乗車券5冊（15,000円分）の無料交付（1回のみ、路線バス・市内業者タクシー等）</p> <p>【敬老乗車券の有効期限】 平成31年3月31日まで</p>	<p>まちづくり推進課</p> <p>(0855) 25-9201</p>
出雲市	<p>【対象】 出雲市内に住所を有し、H28.4.1以降に有効期間内のすべての運転免許を自主返納した70歳以上（返納時）の方</p> <p>【内容】 市内協力事業者が発行している回数券等5,000円分支給（1回のみ、バス・タクシー・一畑電車）</p>	<p>交通政策課 交通安全係</p> <p>(0853) 21-6819</p>
安来市	<p>【対象】 すべての運転免許証を自主返納し「広域バス使用料減額証明書」の発行を受けた方（年齢不問） ※取消通知書のみで申請可能です（運転経歴証明書でなくても可）</p> <p>【内容】 証明書の提示によりイエローバス乗車料金半額（200円→100円）になるほか、定期券、回数券、1日フリー乗車券も半額で購入可能</p>	<p>地域振興課 交通政策係</p> <p>(0854) 23-3069</p>
江津市	<p>【対象】 すべての運転免許証を自主返納した方（年齢不問）</p> <p>【内容】 運転経歴証明書の提示により、市が運行するバス（生活バスなど）の乗車運賃が半額（対象路線13路線）</p>	<p>商工観光課 (0855) 52-7494</p>
雲南市	<p>【対象】 すべての運転免許証を自主返納した高齢者（65歳以上）等の雲南市民</p> <p>【内容】 総額2万円以内で、バス・タクシーが利用可能な「優待回数乗車券」と温泉施設入浴券を交付</p>	<p>危機管理室 危機管理グループ (0854) 40-1027</p>

奥出雲町	<p>【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の奥出雲町民</p> <p>【内容】 申請により、生活交通サポート券2万円/年（200円単位の金券）を交付。サポート券は以下に使用でき、自主返納から3年間サポート券を交付します。2年目からは申請は不要で、直接申請者ご本人に郵送します（総額6万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス（奥出雲交通） ・タクシー（奥出雲町内の事業者） ・宅配サービス <p>【条件】 サポート券申請時に運転免許証の取消通知書が必要です。</p>	<p>福祉事務所</p> <p>(0854) 54-2541</p>
吉賀町	<p>【対象】 すべての運転免許を自主返納した65歳以上の吉賀町民</p> <p>【内容】 申請により、バス年間利用券を交付。バスは六日市交通、柿木産業が運行するバスに限ります。なお、六日市交通が運行する、広域線（日原ゆらら線）は、町内の移動のみ（新畑のバス停まで）有効となります。</p> <p>【条件】 申請は返納から1年以内で、申請時に「運転免許証の取消通知書」の写し及び返納した運転免許証の写しまたは、年齢が確認できる書類が必要です。</p>	<p>総務課</p> <p>(0856) 77-1111</p>
隠岐の島町	<p>【対象】 隠岐の島町に住民票があり、H29.4.1以降にすべての運転免許を自主返納した70歳以上（返納時）の方</p> <p>【内容】 申請により支援品として、隠岐一畑交通（株）発行の回数券、隠岐タクシー業協議会発行のタクシー乗車券、町営バスの回数券の交付を受けることができます。（上限21,000円以内、組み合わせは自由）支援は1人1回限りです。</p> <p>【条件】 申請は返納日から60日以内で、申請時に「運転免許証の取消通知書」の写し及び返納した運転免許証の写し（表裏両面）、認印が必要です。</p>	<p>観光課 交流交通係</p> <p>(08512) 2-8575</p>